

平成 29 年度農地中間管理機構の取組（活動）方針

平成 29 年 4 月

（公財）三重県農林水産支援センター

農地の集積・集約化を進めるうえで重要な視点は、「地域の合意形成」（地域の農地を誰が中心となって担っていくか等）と考えています。

機構は、県の推進方針（別添）に基づき、引き続き県の地域事務所ごとに設置された「農地中間管理事業推進チーム」に積極的に参画するとともに、市町、JA、公社等関係機関との情報共有や連携強化に努め、担い手への農地集積・集約化に取り組めます。

《重点的取組事項》

- ① 農地中間管理事業の推進に向けた賃料（物納）の導入に向けた取組
- ② 農地利用最適化推進委員、担い手組織（平成 28 年度連携協定締結）及び基盤整備部局との連携強化
- ③ 関係機関等組織幹部へのトップセールス

〔参考〕

○三重県における担い手への農地集積目標等（平成29年度）

機構の転貸目標面積	700 ha
うち 新規集積目標面積	200 ha
参考) 県全体の 新規集積目標面積	1,000 ha

（県の推進方針より）

○三重県における農地中間管理事業の推進に関する体制

関係機関	推進上の役割	備考
県事務所・機構 （推進チーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・平素の市町等関係機関との打合せを通じ、地域毎の取組内容の把握、事業推進の進捗等を管理 ・関係機関とともに、積極的に話し合いの場等に参画 ・機構は、適正かつ円滑な事務手続き及びストック農地の管理を行う 	
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プランの策定・見直し等を通じた地域の土地利用調整に関する話し合いの促進 ・農地中間管理事業を希望する農業者（受け手・出し手）の情報提供（確認） ・同意印の受領等に関する支援 	
農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員や農地利用最適化推進委員の地域の土地利用調整に関する話し合いの場等への積極的参画 ・農地中間管理事業を希望する農業者（受け手・出し手）の情報提供（確認） 	
J A・市町公社等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町等の活動について、連携して支援 	
土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ・改良区内の農地集積に関する意向の情報提供 	



1 平成29年度における農地集積の考え方について

(1) 県の農地集積目標について

当県における担い手への農地集積目標は、平成33年度に60%（「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」）、平成35年度に70%（「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」）としている。

(2) 農地中間管理事業の推進について

農地中間管理事業（以下、「中間事業」という）の取組面積については、平成26年度は78.8haと低調となったものの、平成27年度は前年度の10倍以上にあたる968.7haと大きく増加した。

平成28年度は一転、機構集積協力金の交付対象の見直しなどにより、取組面積の減少が予想されたことから、平成28年6月～7月に市町へのキャラバンを実施し、中間事業の推進を図ってきた。また、キャラバンなどを通じて把握した課題などを踏まえ、10月には「28年度下期の中間事業の推進について」の文書を発出し、

- ① 集落カルテ等を踏まえた1市町1ターゲット集落の設定
- ② 利用権設定事業、円滑化事業等から中間管理事業への切り替え促進
- ③ 県推進チームへの市町、JAの参画、又は、市町単位での推進体制整備などを重点的に推進してきたところである。

しかしながら、平成28年度の取組面積は約330haとなり、前年度の1/3に大きく減少した。

2 平成29年度の推進方針

地域の農地集積・集約化に係る現状や中間事業における課題などを踏まえたうえで、以下の取組を推進する。

- ① 県事務所推進チームは、集落カルテ等を活用し、重点的に推進を図る集落として、新たに1市町において1以上のターゲット集落を設定すること。ターゲット集落については、担い手の有無などから集落を分類し、効果が見込まれる集落等を設定する。

なお、設定は、農地の集積に向けた動きが活発化する出来秋以降、円滑に事業推進が図られるよう、7月頃までに行うものとする。

ターゲット集落へは、集落の農業者と連携しながら、

- 1) 課題などの現状把握
- 2) 中間事業を重点的に実施する区域の設定
- 3) 「人・農地プラン」の作成・見直しや位置付けた担い手への農地の集積・集約化に係る合意形成に向けた支援

などを重点的に実施する。

特に、中間事業の実績がない4市町に対しては、平成29年度中の事業活用を働きかける。

- ② 農地中間管理機構（以下、「機構」という）は、担い手から地域・集落に中間事業活用の働きかけを進めるために、平成28年度に締結した機構と県内担い手組織との連携協定などを踏まえ、担い手との意見交換や情報提供・共有を進めること。

また、平成28年に行った市町キャラバンにおける意見や賃借料支払調査における

結果等を踏まえ、喫緊の課題として賃料決済手段についての検討を行うこと。

- ③ 地域事務所は、多くの関係者が中間事業について理解を深め、集落等へのアプローチを一元的に進めることが重要であることから、市町単位での関係機関による推進体制整備を進めること。

3 推進に向けた連携等について

(1) 中間事業と関連事業の活用について

新規に農地を機構に貸し付ける「出し手」に対し、優先順位上位で、機構集積協力金が配分されるよう優先配分ルールの見直しを行う。

また、中間事業の活用が促進されるよう、経営体育成支援事業などの国事業については中間事業の活用実績などを踏まえ採択されることなどに加え遊休農地に対する固定資産税の課税強化や保有農地全てを長期間にわたって機構に貸し付けた場合の固定資産税の減免措置などの税制改正の内容について、的確に集落等に周知していく。

(2) 中間事業と他の集積事業（農地利用集積円滑化事業等）の連携について

既に他の制度で権利設定されていた農地で、更新等により再設定する必要がある農地については、地域の実情に応じて、担い手の生産性向上に寄与できるか検討のうえ、優先的に中間事業を活用する。

また、新規に担い手への貸付希望がある農地は、機構集積協力金や農業基盤整備事業などを活用できることから、地域合意のもと中間事業を活用するよう誘導する。

(3) 農業基盤整備事業との連携について

基盤整備部局と連携して、中間事業を重点的に実施する区域のみで実施される「農地耕作条件改善事業」や中間事業のモデル地区に位置付けられることが優先採択条件である「農業基盤整備促進事業」等の実施地区では、中間事業の模範事例を作りあげる。（各事務所1地区を目標）

また、土地改良法の改正により、機構が借り入れている農地については、農業者の費用負担を軽減して基盤整備事業が実施できる制度の創設が予定されていることから、関係機関との情報共有を進め、円滑な事業実施に備える。

(4) 農業委員・農地利用最適化推進委員との連携について

中間事業を推進するためには、地域の営農状況、農地情報等に精通するとともに、地域を牽引できるリーダー（コーディネーター）など適切な人材を確保することが求められている。

こうした中、農業委員会法の改正により、従来、農業委員の任意業務となっていた担い手への農地集積等の業務が必須業務に位置付けられたほか、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という）を設置する市町では、農地等の利用の最適化に向けて、出し手の掘り起こし、農地の利用調整、制度の周知など、地域の合意形成に向けた取組を強化していくこととなる。

推進委員については、地域の農地所有者や農業者の信頼を得て、農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく能力が必要であることから、例えば、普及指導員の経験者や経営を次世代に譲った農業者などに委嘱することが望ましい。

4 集落営農組織の法人化、及び企業の農業参入の促進等について

中山間地域等担い手が不足する地域では、担い手づくりを第一に進め、その上で、担い手への農地集積を推進する必要がある。このため、中間事業の活用に向け、集落営農の組織化・法人化、地域外の農地所有適格化法人・農業参入企業等とのマッチングを推進し、新たな担い手を掘り起こす。

(1) 集落営農組織の法人化等

集落営農組織への農地の権利設定には法人化が必要である。集落営農の組織化を検討する段階から「人・農地プラン」への位置づけを念頭におき、経営所得安定対策や日本型直接支払など各種制度の活用により法人化を図る。

(2) 企業の農業参入の促進

本県では、ここ3年で、建設業、食品製造業、自動車製造業などの5企業が農業参入している。また、JA出資型農業法人等も参入し、担い手として活躍している。

企業の農業参入には、農地の確保、技術の習得、資金の確保などが課題であることから、県及び三重県農林水産支援センターでは、関係市町等と連携を図り、相談窓口の設置、農地情報の提供、各種補助事業の活用などの環境整備に取り組む。

(3) 農業法人等の規模拡大に向けた支援

近年、担い手農家の経営は大規模化しており、中間事業の受け手の公募においても集落等の範囲を越えて、まとまった農地を求める傾向にある。

大規模農業法人等に対し、企業の農業参入と同様に、市町と連携を図り、地域住民の理解促進を図るほか、農地の集積・集約化に向けた地域の話し合いに参画できるようにするなど、円滑に中間事業を活用できるよう支援する。